

住所  
会社名  
代表者名

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成8年法律第101号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、冷凍したくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ、きはだまぐろその他のまぐろ（びんながまぐろを除く。）及びめかじきその他かじきについて、下記のとおり報告を求めることとしたので、別紙様式に必要な事項を記入の上、農林水産大臣あてに提出されたい。

なお、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づく報告の徴収について」（平成19年6月22日付農林水産省指令19水管第480号）は、平成26年4月14日付で廃止するので、御了知ありたい。

平成26年3月27日

農林水産大臣 林 芳 正

## 記

### 1. 趣旨

まぐろ類については、各地域漁業管理機関において資源の保存管理のための措置が講じられている。我が国は、まぐろ類の世界有数の漁業国・輸入国としての立場から、まぐろ類の国際的な保存管理措置の効果を損なうことなく、まぐろ類資源の保存及び管理の強化を図るため、法第10条に基づき輸入されるまぐろ類に関する必要な報告の徴収を実施することとする。

### 2. 報告の内容等

冷凍したくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ、きはだまぐろその他のまぐろ（びんながまぐろを除く。）及びめかじきその他のかじき（以下「冷凍まぐろ類」という。）を我が国に輸入する場合又は我が国に運送する場合は、当該冷凍まぐろ類に関する情報について以下のとおり農林水産大臣あてに報告

することとする。

(1) 冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合には、輸入しようとする日の10日前までに、次の各号に掲げる事項について別紙様式1により農林水産大臣あてに報告することとする。この場合においては、漁船の現船籍及び前船籍の船舶国籍証書、船荷証券、インボイス及び統計証明書の写しを添付するものとする。なお、上記書類の他、必要に応じて書類を提出するものとする。

(ア) 漁獲した漁船

(イ) 運送

(ウ) 輸入予定年月日

(エ) 輸入後の販売先

(オ) 輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報

(2) 冷凍まぐろ類を輸入した場合には、輸入した日から10日以内に、次の各号に掲げる事項について別紙様式2により農林水産大臣あてに報告することとする。なお、船舶により運送して輸入した場合には、当該輸入にかかる別紙様式1の報告書の写し及び港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）に基づき国土交通大臣の免許を受けた検定機関が発行した検量証明書を当該検定機関を通じて提出することにより、この報告を行うこととする。

(ア) 漁獲した漁船

(イ) 輸入年月日

(ウ) 様式1による報告年月日

(エ) 輸入後の販売先

(オ) 輸入した冷凍まぐろ類の魚種別情報

(3) 冷凍まぐろ類を船舶により運送した場合には、当該船舶が我が国の港湾に入港した日から10日以内に、次の各号に掲げる事項について別紙様式3により農林水産大臣あてに報告することとする。この場合においては、船荷証券、ハッチプラン及び漁船ごとの貨物受取書の写しを添付するものとする。

(ア) 運送した船舶の名称

(イ) 入港地

(ウ) 入港年月日

(エ) 運送した冷凍まぐろ類の積荷別情報

### 3. 報告の提出先

報告書は水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班に提出するものと

する。

〒 100-8907 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1  
水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班  
電話：03-3502-8111（内線 6710）  
FAX：03-3591-5824